

茨木市激励金制度について（変更のお知らせ）

市では、茨木市激励金交付要綱に基づき、文化・スポーツ等に関する全国的規模又は国際的規模の大会に出場する方々（個人・団体）に対し、市長がお会いして激励金をお渡ししています。
令和8年4月1日から、要綱改正により激励金交付の対象者や交付金額等が変更になりますので、ご留意ください。

～主な変更点について～

①激励金対象者

激励金交付の対象となる個人又は団体を、中学生以上とします。

これまで対象となっていた小学生以下の方は激励金交付の対象外となりますが、市長への出場報告（訪問）は、これまでと同様に対応させていただきますので、出場報告を希望される場合も、所定の様式により申し込みをお願いします。

②金額

激励金の交付額が下記の通り概ね減額となります。

- ・国際的規模の大会に出場される団体：50,000円→30,000円
- ・国際的規模の大会に出場される個人：30,000円→20,000円
- ・全国的規模の大会に出場される団体：30,000円→20,000円
- ・全国的規模の大会に出場される個人：10,000円→10,000円（※変更なし）

③市広報誌への掲載

市長訪問をされた個人・団体の方々を、市の広報誌・ホームページに掲載させていただきます。
 ※ご本人やご家族の同意をいただき、一定の要件に基づき掲載いたします。

～申込について～

1. 激励金交付及び広報誌掲載の対象となる要件（概要）

	激励金・広報誌対象（中学生以上）	広報誌対象（小学生以下）
大会	<ul style="list-style-type: none"> ・地方予選、選抜若しくは厳正かつ明確な基準による審査により、出場者が決定する全国的規模の文化、スポーツ等の大会 ・上記記載の大会により、若しくは厳正かつ明確な基準による審査により出場者が決定する国際規模の文化、スポーツ等の大会 	同左
対象者 (全国大会)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住する中学生以上のかた（市外に所在する団体の一員として団体種目に出場する個人は除く） ・市内在住又は在勤又は在学する中学生以上のかたで主に構成された市内に所在する団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住する小学生以下のかた（市外に所在する団体の一員として団体種目に出場する個人は除く） ・市内在住又は在勤又は在学する小学生以下のかたで主に構成された市内に所在する団体
対象者 (国際大会)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住する中学生以上のかた ・市内在住又は在勤又は在学する中学生以上のかたで主に構成された市内に所在する団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住する小学生以下のかた ・市内在住又は在勤又は在学する小学生以下のかたで主に構成された市内に所在する団体

2. 手続きの流れ

- ①茨木市激励金交付申込書に必要事項を記載し、関係書類を添えて関係課又は秘書課に提出（申込者→市）
- ②申込書の審査を経て、市長訪問の日程調整（市→申込者）
- ③市長との面会（激励金交付、歓談、記念写真撮影）
- ④結果報告書の提出（申込者→市）
- ⑤広報誌掲載（市）

- ①所定の申込書に必要事項を記載し関係書類を添えて、関係課又は秘書課に提出（申込者→市）
- ②申込書の確認後、市長訪問の日程調整（市→申込者）
- ③市長との面会（歓談、記念写真撮影）
- ④結果報告書の提出（申込者→市）
- ⑤広報誌掲載（市）

※要綱、申込様式等は市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
 <問合せ>茨木市総務部秘書課 TEL072-622-8121（内線 2121～2122）